

正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

第14回 機械の生産能力アップに要した費用は修繕費？

公認会計士・税理士 溝端 浩人
税理士 松本 栄喜



私は甲社を経営している社長です。既存の機械を手直して生産能力アップを図ろうかと考えています。この手直しに要した費用は修繕費として損金処理することができるのでしょうか。



これまで使用してきた固定資産の通常の維持管理及びき損した固定資産の原状回復等のために要する費用は、修繕費として経費（損金）処理することができますが、固定資産の使用可能期間を延長させる費用又は価値を増加させる費用は、資本的支出として固定資産に計上することになります。

なお、実務上は、修繕費か資本的支出かの判定は非常に難しい面があるので、形式基準（下記②フローチャート参照）でも判断できるようになっています。

解説

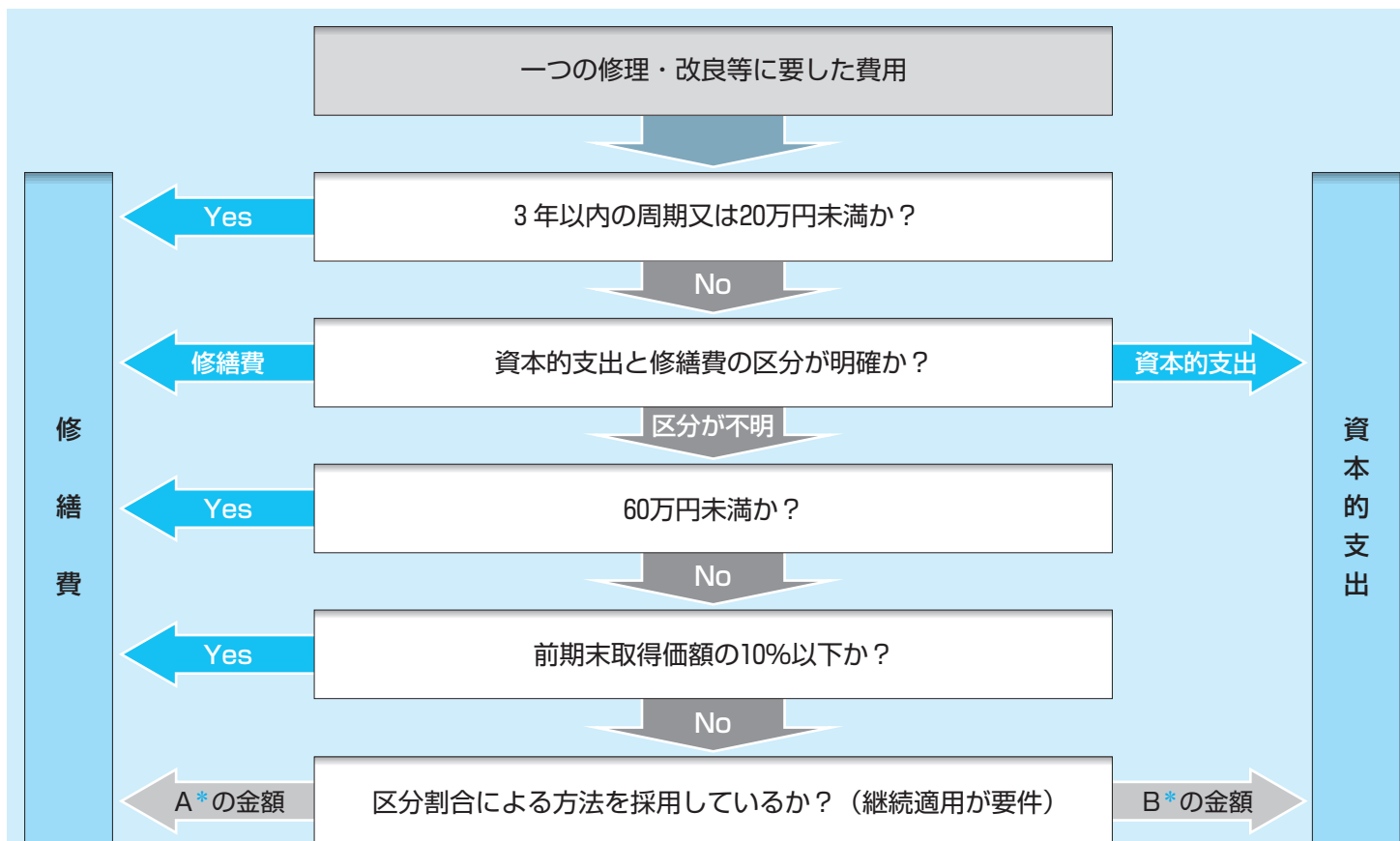
1 明らかに修繕費あるいは資本的支出とされるもの

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、次のような支出はそれぞれ修繕費あるいは資本的支出とされます。

修繕費の例	資本的支出の例
<ul style="list-style-type: none"> ● 機械の移設費用（集中生産のための移設を除く） ● 災害により被害を受けた固定資産の原状回復費用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械の部品取替時に、特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合の通常取替費用を超える額 等

2 修繕費と資本的支出との区分

修繕費と資本的支出は本来的にその性質が異なり、明確に区分されなければならないものですが、修繕費か資本的支出かの区分は、実務の上では非常に難しい面があります。このため、一つの修理・改良等に要した費用について、税務上、以下のような基準（形式基準）で修繕費と資本的支出を区分することが認められています。



* A = 一つの修理・改良等に要した費用の額の30%と、固定資産の前期末取得価額の10%のうちいずれか少ない金額
B = 一つの修理・改良等に要した費用の額 - A

著者紹介



みそばた ひろと
溝端 浩人（公認会計士・税理士）
朝日監査法人（現有限責任あすさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティンク・モール代表取締役。
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき
松本 栄喜（税理士）
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。
【事務所】大阪市淀川区西中島

著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

